

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 トーイン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 春 公明  
CEO 兼 COO  
(コード番号 7923)  
問合せ先 常務取締役執行役員 坂戸 正朗  
経営企画統括  
電 話 03-5627-9111

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 67 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。それらの取締役及び監査役についても、期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 28 条及び第 38 条の一部を変更するものであります。

なお、定款第 38 条の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変 更 案
第 28 条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、 <u>社外</u> 取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第 28 条 (取締役との責任限定契約) 当社は、取締役 ( <u>業務執行取締役等である者を除く</u> ) との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 38 条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、 <u>社外</u> 監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過	第 38 条 (監査役との責任限定契約) 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失

<p>失がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日（予定）

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日（予定）

以 上